八の四　平成二十四年一元化法改正前地共済法　平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）をいう。

八の五　なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前地共済法　平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法改正前地共済法をいう。

八の六　なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前私学共済法　平成二十四年一元化法附則第七十九条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第四条の規定による改正前の私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）をいう。

八の七　例による平成二十四年一元化法改正前国共済法　私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法改正前国共済法をいう。

八の八　平成二十四年一元化法改正前共済年金各法　平成二十四年一元化法改正前国共済法、平成二十四年一元化法改正前地共済法及び平成二十四年一元化法第四条の規定による改正前の私立学校教職員共済法をいう。

第二条第九号中「（昭和三十三年法律第百二十八号）」を削り、同条第十号中「（昭和三十七年法律第百五十二号）」を削り、同条第十一号中「（昭和二十八年法律第二百四十五号）」を削り、同条第十九号の次に次の一号を加える。

十九の二　平成二十七年経過措置政令　被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険の保険給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十三号）をいう。

第二条第二十号中「第五条第二項」を「第五条第一項」に改め、同条第二十一号中「第五条第三項」を「第五条第二項」に改め、同号の次に次の九号を加える。

二十一の二　第一号厚生年金被保険者　厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者をいう。

二十一の三　第二号厚生年金被保険者　厚生年金保険法第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者をいう。

二十一の四　第三号厚生年金被保険者　厚生年金保険法第二条の五第一項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者をいう。

二十一の五　第四号厚生年金被保険者　厚生年金保険法第二条の五第一項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者をいう。

二十一の六　第一号厚生年金被保険者期間　厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間をいう。

二十一の七　第二号厚生年金被保険者期間　厚生年金保険法第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者期間をいう。

二十一の八　第三号厚生年金被保険者期間　厚生年金保険法第二条の五第一項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者期間をいう。

二十一の九　第四号厚生年金被保険者期間　厚生年金保険法第二条の五第一項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者期間をいう。

二十一の十　各号の厚生年金被保険者期間　第一号厚生年金被保険者期間、第二号厚生年金被保険者期間、第三号厚生年金被保険者期間又は第四号厚生年金被保険者期間をいう。

第二条第二十七号中「第十一条第二項」を「第十条第二項」に改め、同条第二十八号中「第十二条第一項」を「第十一条第一項」に改め、同条中第二十九号を削り、第三十号を第二十九号とし、第三十一号を第三十号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十一　老齢給付の配偶者加給　次のイからリまでに掲げる規定により、それぞれイからリまでに定める年金たる給付の受給権者の配偶者について加算し、又は加給する額に相当する部分（その支給が停止されているものを除く。）をいう。

イ　厚生年金保険法第四十四条第一項　老齢厚生年金

ロ　昭和六十年国民年金等改正法附則第七十八条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧厚生年金保険法第四十三条第一項　旧厚生年金保険法による老齢年金

ハ　昭和六十年国民年金等改正法附則第八十七条第六項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧船員保険法第三十六条第一項　旧船員保険法による老齢年金

ニ　なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法第七十八条第一項　平成二十四年一元化法改正前国共済年金（平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する改正前国共済法による年金である給付をいう。以下同じ。）のうち退職共済年金

ホ　なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前地共済法第八十条第一項　平成二十四年一元化法改正前地共済年金（平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する改正前地共済法による年金である給付をいう。以下同じ。）のうち退職共済年金

ヘ　なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する例による平成二十四年一元化法改正前国共済法第七十八条第一項　平成二十四年一元化法改正前私学共済年金（平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する改正前私学共済法による年金である給付をいう。以下同じ。）のうち退職共済年金

ト　平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項（厚生年金保険法の規定を適用するとしたならば同法の規定により老齢厚生年金の額として算定されることとなる額が同法第四十四条第一項の規定により同項に規定する加給年金額を加算された額となる者（チ並びに第三十六条第四項第五号及び第六号において「老齢厚生年金加給対象者」という。）について適用される場合に限る。）　平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による退職共済年金

チ　平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項（老齢厚生年金加給対象者について適用される場合に限る。）　同項の規定による退職共済年金

リ　平成十三年統合法附則第十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前農林共済法（平成十三年統合法附則第二条第一項第一号に規定する廃止前農林共済法をいう。以下同じ。）第三十八条第一項　移行退職共済年金（平成十三年統合法附則第十六条第四項に規定する移行農林共済年金（以下「移行農林共済年金」という。）のうち平成十三年統合法附則第二条第二項第一号に規定する退職共済年金をいう。以下同じ。）

第二条第三十二号を次のように改める。

三十二　障害給付の配偶者加給　次のイからリまでに掲げる規定により、それぞれイからリまでに定める年金たる給付の受給権者の配偶者について加算する額に相当する部分（その支給が停止されているものを除く。）をいう。

イ　厚生年金保険法第五十条の二第一項　障害厚生年金

ロ　昭和六十年国民年金等改正法附則第七十八条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧厚生年金保険法第五十条第一項　旧厚生年金保険法による障害年金

ハ　昭和六十年国民年金等改正法附則第八十七条第六項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧船員保険法第四十一条ノ二第一項　旧船員保険法による障害年金

ニ　なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法第八十三条第一項　平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち障害共済年金

ホ　なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前地共済法第八十八条第一項　平成二十四年一元化法改正前地共済年金のうち障害共済年金

ヘ　なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する例による平成二十四年一元化法改正前国共済法第八十三条第一項　平成二十四年一元化法改正前私学共済年金のうち障害共済年金